温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る貿易一般保険の取扱いについて

平成21年３月４日　09－制度－00011

　輸出契約及び仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）のうち、別紙に掲げる温室効果ガス排出低減が見込まれる設備・機器に係るものに対する貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書及び貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書に基づき締結される貿易一般保険並びに貿易一般保険個別保険については、下記のとおり取り扱う。

記

（地球環境保険特約の申込み等）

第１条　保険契約者は、別紙に掲げるものに該当する輸出契約等に係る貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書及び貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書により締結する貿易一般保険並びに貿易一般保険個別保険の申込みの際に、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第４条第１号から第９号までに該当する事由の場合の約款第３条第２号及び第４号のてん補危険に係る保険契約の保険金額を保険価額に100分の100を乗じた金額とすることを希望するときは、その旨を申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の地球環境保険特約を付すものとする。

「　　　　　　　　　　　　　　地球環境保険特約

（非常事由に係る船積後の保険金額）

第１条　貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第４条第１号から第９号までに該当する事由の場合の約款第３条第２号及び第４号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は保険価額に100分の100を乗じた金額とする。

（保険申込み後の取扱い）

第２条　保険申込み後に温室効果ガス排出低減が見込まれる案件に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成21年３月４日　09－制度－00011）の別紙に掲げる輸出契約等に該当しないことが判明した場合は、前条の規定にかかわらず、前条の保険金額は保険価額に100分の97.5（別途定めのある場合はその定めに規定する割合）を乗じた金額とする。

２　前項の場合、地球環境保険特約に係る保険料は返還しない。　　　　　　　　」

（地球環境保険特約の申込方法等）

第２条　保険契約者は、前条に規定する旨の申込みを行う場合であって、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道車両・船舶：一般案件）手続細則（平成13年４月１日　01－制度－00025）により申し込むとき、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成13年４月１日　01－制度－00027）により当該手続細則別表第２に該当する輸出契約等を申し込むとき及び貿易一般保険（個別）手続細則（平成13年４月１日　01－制度－00021）により申し込むときは、別紙に掲げるものに該当する輸出契約等であることを証する書類を添付して申し込むものとする。

２　輸出契約等（引受対象となる部分に限る。）に別紙記載の設備・機器に係る部分（以下「対象部分」という。）とそれ以外の部分を含む場合は、保険契約の申込時において対象部分の代金の額の割合が二分の一以上である場合に限り当該輸出契約等を地球環境保険特約の対象とする。

附　則

この規程は、平成２１年３月６日から実施する。

ただし、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書及び貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書に基づき締結される貿易一般保険に係る規定は、平成２１年４月１日以降、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書又は貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書の締結日又は更新日から実施する。

別紙

地球環境保険特約の対象となる輸出契約等

１．エネルギー消費効率の低減に資すると見込まれる次の設備・機器に係る輸出契約等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象分野 | 対象設備・機器 | 内容 |
| 高効率石炭火力発電（超々臨界圧発電（ＵＳＣ）） | 発電機、タービン、ボイラ | 石炭火力発電に供される発電機、タービン、ボイラであって、超々臨界圧の蒸気圧力に適合するもの。 |
| 高効率変圧器 | 変圧器 | 600ボルト超7,000ボルト以下の電圧を100ボルト以上600ボルト以下に降圧する変圧器であって、絶縁材料として絶縁油を使用するか、樹脂製の絶縁材料を使用する変圧器。 |
| 高効率複合工作機械 | 工作機械 | 高効率モーターにより主軸を駆動させる工作機械のうち、右記の加工を行う機構を有するものであって、インバーター方式による油圧制御装置、電気制御による駆動装置（又は熱変位補正制御装置）を伴うもの。 |
| 高性能機械組立設備 | 電子計算機、産業ロボット、組み立て作業補助装置 | 部品又は製品の全組立工程を専用電子計算機の制御の下で行う機械組立設備に関し、①当該専用電子計算機、②産業用ロボット及び③組立作業補助装置の一部又は全部。 |
| 高効率工業炉 （注）工業炉とは、工業用途（溶解、精錬、焼結、熱間加工、各種熱処理）に用いられる加熱装置(燃焼炉及び電気炉)のことをいう。 | 加熱装置（燃焼炉及び電気炉） | 予熱帯と加熱帯の一体性を有するもの（原材料予熱式）、炉内部壁の面積の80％以上の部分に断熱物質が用いられるもの（断熱強化型）又は蓄熱式熱交換装置を有するものであること。 |
| 高性能工業炉 | 加熱装置（燃焼炉及び電気炉） | 排熱回収の構造を有する工業炉。 |
| 天然ガス利用工業炉 | 工業炉、熱交換機 | 天然ガスを燃料とする工業炉で当該工業炉の燃焼用空気を予熱するための熱交換機を伴うものであるか、原材料の予熱帯が炉の加熱帯と一体となっている工業炉であること。 |
| 石油ガスコジェネレーション | 発電機、エンジン、熱交換器 | 対象設備が石油ガスコジェネレーションに供されるもの（原動機としてガスエンジン、ガスタービン（ＬＰガス、天然ガスのみに限る。）又は燃料電池の何れかの方式を用いるものに限る。） |
| コンバインドサイクル発電 （注）コンバインドサイクル発電とは、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電に係る設備及び機器。 | ガスタービン、燃焼器、空気圧縮機、蒸気タービン | 対象設備がコンバインドサイクル発電に供されるものであること。 |
| 熱供給型動力発生装置 | エンジン、タービン、熱源装置、発電機、コンプレッサー、熱交換器、排熱ボイラ、冷温水器 | ①エンジン（希薄燃焼方式、又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のもの）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のもの）。  ②ヒートポンプ方式熱源装置、発電機又はコンプレッサー。  ③①、②とともに使用する熱交換器、排熱ボイラ又は排熱吸収式冷温水器。 |
| 高効率空調設備 | 空調設備 | インバータ制御方式を伴うヒートポンプ方式の空調設備。 |
| 高効率型電動熱源機 | 熱源機 | 電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機。 |
| 高効率給湯設備 | 給湯器 | 排熱回収型又はガスエンジン型の給湯設備であること。 |
| 低燃費・ 低騒音小型旅客機 | 小型航空機 | ＭＲＪ及びこれに準じる航空機. |
| 自動車 | 自動車 | ハイブリッド自動車。 |
| 排熱回収設備 | ボイラ、発電設備等 | コンバインドサイクル発電に用いられる排熱回収ボイラ・排熱回収ボイラ発電設備・ボイラ排ガス排熱回収設備。 |
| 高炉省エネ設備 | コークス石炭乾燥調湿装置 | コークス原料の石炭を乾燥させ温度を調整する装置であること。 |
| 高炉微粉炭吹込み設備 | 高炉で使用するコークスの一部の代わりに微粉炭を直接高炉羽口に吹き込む装置であること。 |
| 連続鋳造設備 | 転炉や電気炉で熔解した溶鋼を鋳型に連続的に流し込んで圧延素材となる鋼片を造る装置であること。 |
| 高効率セメント生産設備 | 堅型原料粉砕機 | 円盤状のターンテーブルと堅型ローラーにより、セメント原料を粉砕する装置であること。 |
| 予備粉砕機 | 焼成工程で生成されたクリンカを、セメント粉砕機の前に予め粉砕する装置であること。 |

２．新エネルギー事業の用に供する次の設備・機器に係る輸出契約等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象分野 | 対象設備・機器 | 内容 |
| 太陽光発電 | 太陽電池パネル、パワーコンディショナー等の関連設備 | 太陽光発電に供されるもの。 |
| 太陽熱利用 | 太陽熱温水器、ソーラーシステム、太陽熱利用システムを構成する機器 （集熱器、蓄熱槽、熱交換器、断熱材、発電機等の関連設備） | 太陽熱利用に供されるもの。 |
| 風力発電 | 風車、発電機等の関連設備 | 風力発電に供されるもの。 |
| バイオマス発電・熱利用・燃料製造 | 発電機、ボイラ等の関連設備 | バイオマス発電等に供されるもの。 |
| 廃棄物発電・熱利用 ・燃料製造 | 発電機、ボイラ等の関連設備 | 廃棄物発電等に供されるもの。 |
| 燃料電池 | 燃料電池 | 左記に該当するもの。 |
| 天然ガスコジェネレーション | 発電機、エンジン、熱交換器等の関連設備 | 天然ガスコジェネレーションに供されるもの。 |
| クリーンエネルギー自動車 | 天然ガス／電気／燃料電池／メタノール自動車 | 左記に該当するもの。 |
| 水力発電 | 水力発電事業の用に供する設備・機器 | 左記に該当するもの。 |
| 地熱発電 | 地熱発電事業の用に供する設備・機器 | 左記に該当するもの。 |

３．原子力発電事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等

４．ウラン開発事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等

５．植林事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等

６．ＣＤＭ（クリーン開発メカニズム）事業及びＪＩ（共同実施）事業（いずれも当該事業として日本政府に申請されたものに限る。）の用に供する設備・機器に係る輸出契約等

７．ＣＣＳ（二酸化炭素回収・貯留）事業の用に供する設備・機器に係る輸出契約等